

第4回大分市奨学資金制度検討委員会 議事要約

日 時：令和5年11月15日（水）
10時00分～12時00分
場 所：第2庁舎6階 教育委員室
出席者：検討委員会委員9名
学校教育課職員4名

1. 日 時 令和5年11月15日（水）10：00～12：00
2. 場 所 第2庁舎6階 教育委員室
3. 出席者

○検討委員会委員

委員長	長谷川 祐介
副委員長	能美 知子
委 員	杉本 緑
委 員	得丸 直子
委 員	和田 純一
委 員	児玉 洋司
委 員	植木 龍典
委 員	三好 正昭
委 員	高田 隆秀

○事務局

学校教育課参事	平田 敬二
学校教育課参事補	高橋 知美
学校教育課主査	高治 祥子
学校教育課主事	若林 遼

4. 欠席者

○検討委員会委員

委 員	穴井 壯志
委 員	江藤 陽二
委 員	斉藤 修造

5. 次 第

- 1 開会
- 2 協議
 - ①新制度の具体的検討
 - ②既存事業について
- 3 閉会

議事要約

1. 貸与金額について

- ・入学一時金について、県内進学者と県外進学者では住まい探しの分で差がつくというように、説明ができるようしておくべき。
- ・3月くらいの引っ越しは、相当大変な状況であると聞いている。お金がかかったり、人が動いたりすることを考えると、県内・県外の差額である30万円はそれほど多い金額とは感じない。県外進学者への80万円は妥当な金額と思う。

2. 応募資格について

- ・高校を中退して、大学の検定試験を受けて大学進学を目指す人は、対象にならないということでしょうか。
- ・対象者はどこまでか、説明ができるように整理しておく必要がある。
- ・「進学にあたり経済的な支援を希望し、かつ、卒業後、大分市において貢献・活躍する強い意志を持っている者」の文言について、順番を変えた方が新制度の奨学金のニュアンスが伝わるのではないか。
- ・浪人生から大学を目指す場合などもあり、ある程度対象者に制限をかけないと選考が難しい。今回、高校3年間頑張った人を推薦する形を取っていることから、基本的には現役生だけを対象としていいと思う。
- ・生徒に合わせて様々な学校形態が拡充してきている状況があり、基本的には高校を頑張ってきた現役生を応援するという方向性でいい。
- ・対象に含まれない方の案内について、他制度についての情報提供をする必要がある。
- ・所得がある世帯であっても、子どもが2人、3人大学に進学したり、親の介護費用があつたりと、家計が苦しいケースもあり、応募資格に家計要件があることで、こういった世帯に対してサポートできない場合がある。このような世帯を想定して「経済的な支援」という文言があるのだと思う。
- ・経済的な支援が必要というところについては、申請書の「保護者（生計維持者等）の申請理由」のところで記載していただく。
- ・高校に行かなかったけれど大学に進学したいという希望者に対しては、問合せがあった際に、利用できる支援機関や制度の情報をパンフレット等で案内できるといいと思う。
- ・家計要件を課さないときに「経済的な支援を希望し」という文言が必要か。個人的には家計要件は課す必要はないと思うし、（所得状況の）数字の提出も必要ないと思う。「経済的な支援を希望する」と文言を入れるのは、選考段階で同じ点数の人がいたときに、実質的な家計に困っている方を優先せざるを得ないという趣旨で残しているのかという確認。後々どこでこの部分を使うのか。
- ・卒業後、大分市において貢献・活躍する強い意志を持っている者を大前提に望んでいて、学業成績は非常に大事だが、学業成績以外の部分も重要視していかなければ

ならないと感じている。また、学校現場としては平均評定が4.3以上というのは適切だと思う。ある程度絞りつつも対象者がいるというところを見込んでいる。

- ・ 評定平均の分布は学校によってばらつきがあるため、配点の振り分けや選考方法については、校内で細部も考えないといけない。

3. 返還免除要件について

- ・ 住民票だけを置き、実態として住んでいない人に免除する必要はない。それが本質だと思うので、確認方法等、そこをどうクリアしていくのか考える必要がある。
- ・ 市税の完納証明は、市税を納めているというよりも、滞納が無いというかたちで出るので、居住の確認書類案として、状況に応じて必要な調査を行うことを示すために「その他必要書類等」といった言葉を作る必要がある。
- ・ そこに住んでいると申し出て、実際には居住していなかったとなれば、当然それは該当しないと思うが、それをどこまで調査していけるか分からない。
- ・ 居住確認として、郵便物を2つ持参とかではどうか。住んでいるのであれば当然そこに住所と名前が表示されると思う。
- ・ 就業要件に関して、公的機関・公務員・教員は対象となるのか。対象外であれば、募集の際に記載する必要があるが、対象として含むのであれば問題ない。

4. 選考方法等について

推薦者選考票の事務局案

- ① 学業成績
- ② 人物概評（責任感や創意工夫等の10項目）
- ③ キャリアプランニング・大分市への貢献に対する意欲（評価項目3項目）

- ・ 各学校の特性があるなか、市で一律に選考基準を定めると学校から推薦が出しづらくなるケースもあると思うので、ある程度学校に任せつつも、最終的には市で面接等を行い、新制度の趣旨と異なる生徒については断ることもあるかたちで進めていくのがよいと思う。

5. 既存事業について

- ・ 現行制度を継続する場合もあるが、やめることも含めて考えないといけない。
- ・ （現行制度の申請状況として）高校・大学短大を仮に合わせても実績としては一桁なので、新制度では申請者数が29件ということを考えれば、既存事業については抜本的な見直し、廃止を含めて検討すべき。
- ・ 自分たちが学生の頃と比べて、国や県の制度も随分手厚くなっている。ただ一般の人たちはそれをなかなか知りえないので、国の制度の紹介をしたり、パンフレットを案内したりしていく必要があると思う。
- ・ 既存事業について広報で周知されているかどうかはさておき、利用者といった点に

関してはかなり減ってきている状況。減っている理由は、広報の側面もあるし、国や県の事業が手厚くなってきていることもあると思う。

6. その他

- ・大学の転学、編入は現実的に間が空くことが多く、これについては広めの解釈ということでよいか。
- ・転学編入するためには、従前の学校に在籍している時点で転学編入先が決まっていることが大事。
- ・夜間でも、放送大学のような通信制大学でも「大学への進学」と考えてよいか。
- ・通信制の場合、県内・県外、どちらの進学者として扱うか考えないといけない。(一時金の額が異なる為)

【まとめ】

以下の項目について改めて検討委員会として考え方の確認を行った。

- ・貸与金額は原案通り
- ・応募資格の対象者について、高校在生を対象とし、浪人生等を含めない。(但し対象外となる希望者については、教育委員会から国や検討の制度を案内する等の対応を検討)
- ・新制度には家計要件をつけない
- ・応募資格において、学業成績を評定平均の4.3以上とし、高校の選考方法については修正の余地を残す
- ・他制度(国の制度等)との併用は可能とする
- ・返還免除要件について、市内在住の確認書類に「その他」を付け加える
- ・大学院に進学したとしても別途猶予期間を設ける等はせずに原案の猶予期間5年間の中でカウントする

【今後の検討課題等】

- ・推薦者選考における高校への周知・説明
- ・応募資格の対象外となる人への対応
- ・応募資格の表記
- ・選考方法の配点等
- ・推薦者選考票案の校正
- ・返還免除要件における居住の確認方法
- ・既存事業の廃止を含めた見直し